

環境厚生委員長報告

令和7年11月定例会（12月19日）

環境厚生委員長報告をいたします。

今定例会において環境厚生委員会に付託されました議案のうち、既に11月25日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例」など条例案3件、「令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号）」などの予算案2件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果であります。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、健康福祉部所管の第156号議案「島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」についてであります。

委員から、保育所等に義務づけられている年2回の健康診断について質問があり、執行部からは、今回の改正により、1歳6か月児健診や3歳児健診など母子保健法に規定する健康診査の内容と重複する部分について、保護者の同意の上で結果を把握した場合は、保育所等の健康診断に代えることができるようになるとの回答がありました。

次に、第169号議案「令和7年度島根県一般会計補正予算（第8号）」のうち、健康福祉部所管分について、委員から、助産院など今回の支援の対象外となっている分野への支援を国に対して求めてほしいとの意見がありました。また、別の委員からは、対象期間終了後の対応についても国に求めてほしいとの意見がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告がありました「第二次島根県再犯防止推進計画（素案）について」では、委員から、性暴力の再犯率が非常に高く、防止のためには出所後に地域で継続的に治療ができるような体制が必要であるとの意見があり、執行部からは、警察本部などと連携して性犯罪の再犯防止の取組を進めたいとの回答がありました。

また別の委員からは、罪を犯した人を地域で支える協力雇用主や保護司を増やす取組が必要との意見があり、執行部からは協力雇用主の登録拡大や民間協力者の育成・支援については保護観察所で取り組まれているところであり、県としても保護観察所と連携し、啓発に努めたいとの回答がありました。

また、「令和7年度（令和8年度研修開始）の医師臨床研修マッチング結果について」では、委員から、県内への医師定着が大事であり、学生が県外の病院での研修を希望する理由を分析し、改善して欲しい。また、臨床研修より専門研修を受ける専攻医を増やすことに力を入れる方が良いのではないかとの意見がありました。執行部からは、臨床研修医の人数と専攻医の人数には相関関係があり、専攻医の確保のためには、臨床研修医の確保が必要であるとの回答がありました。

また、別の委員からは、研修医を全国的に奪い合っているような状況であり、県内出身者はもちろん、県外出身者が、県内の病院で研修を行うよう取り組むことも重要であるとの意見がありました。

次に、環境生活部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「島根県環境総合計画の一部改定（循環型社会の形成）について」では、委員から、市町村の資源ごみ回収量により算出した数値で一般廃棄物再生利用率の目標を設定しているが、古紙回収など民間での取組が進んでおり、こうした民間の状況も把握しなければ有効な目標とはならないのではないかとの意見があり、執行部からは、国や他の都道府県でも同様の方法で目標を挙げており、比較するのに有効と考えている。民間の取組状況の把握については今後検討していきたいとの回答がありました。

また、別の委員からは、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の目標が新たに設定され、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減に取り組むとのことであったが、家庭系ごみには食品だけでなく、過剰包装によるものもあるのではないかとの質問がありました。執行部からは、過剰包装によるごみなどは削減の取組が進んでいるが、食品ロスについては1人1日あたり約100グラム出ており、削減の余地があると考え目標設定したとの回答がありました。

さらに、別の委員からは、各家庭にごみの排出削減を求めるだけでなく、行政や排出量が多い事業主の取組が重要ではないかとの意見がありました。執行部からは、飲食業やホテルの業界団体に対し宴会での食品ロスを減らす30・10運動の啓発依頼や、自治会等で行われる勉強会への専門家派遣などにより、さらなる食品ロス削減に努めていきたいとの回答がありました。

以上、環境厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。